

公益財団法人 岐阜市学校給食会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岐阜市学校給食会（以下「給食会」という。）定款第13条及び第29条の規定に基づき、評議員、理事及び監事(以下「役員等」という。)に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは定款第10条に定める評議員をいう。ただし、評議員は、すべて非常勤とする。
- (2) 役員とは、定款第23条に定める理事及び監事をいう
- (3) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務先とし、週3日以上給食会の業務に従事する役員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号において規定する報酬、賞与その他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅行雑費をいう。

(報酬等の区分)

第3条 役員等の報酬等は、常勤理事(常勤である理事をいう。以下同じ。)にあっては月額報酬及び賞与(期末勤勉手当)とし、学識経験者等の非常勤の役員等にあっては日額報酬及び費用とする。その他の非常勤の役員等の内、PTA代表については、費用のみを支給する。

- 2 岐阜市教育委員会代表(市立幼稚園を含む。)及び小中学校代表の非常勤の役員等については無報酬とし、費用についても支給しない。
- 3 第1項に定めるもののほか、常勤理事には、月額で通勤手当、役職手当を支給することができる。

(理事及び監事に対する報酬等の総額)

第4条 理事及び監事に対する各年度の報酬等の総額は、次の金額の範囲内とする。

- (1) 理事 390万円
- (2) 監事 1万2千円

(報酬等の決定基準)

第5条 評議員の報酬等は、定款第13条において定められた年額の総額の範囲内において別表1に定める額とする。

- 2 理事の報酬等は、第4条に定められた年額の総額の範囲内において別表2に定める額とする。

3 監事の報酬等は、第4条に定められた年額の総額の範囲内において別表3に定める額とする。

(通勤手当)

第6条 常勤理事に通勤に要する費用として通勤手当を支給する場合、通勤手当の月額額は、給食会給与規程に準じて算出した額とする。

2 月の中途において常勤理事が就任し、退職し又は解任された場合においても、日割計算を行わず、当該月分の通勤手当は総額を支給する。

(役職手当)

第7条 管理又は監督の地位にある常勤理事には、給食会給与規程に準じて役職手当を支給することができる。

2 常勤理事が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、役職手当は支給することができない。

(旅行雑費)

第8条 非常勤の役員等に支給する費用の額は、1日当たり2,000円とする。

(退職手当等)

第9条 退職した役員等には、退職手当及びこれに準じる手当は支給しない。

2 その他、この規程に定めのない手当は支給することができない。

(報酬等の支払方法)

第10条 役員等の報酬等は、その全額を通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 前項にかかわらず、役員等がその報酬等について本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 常勤役員への報酬の支給日は、給食会給与規程第9条の規定に準ずる。ただし、非常勤の役員等については、理事会、評議員会への出席の都度支払うものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 1

学識経験者の評議員への報酬等は、評議員会等への出席の都度の日額 9,000 円の報酬と費用としての日額の旅行雑費 2,000 円とする。

また、PTA 代表の評議員の報酬等については、評議員会等への出席の都度の費用として日額の旅行雑費 2,000 円とする。

ただし、全評議員の報酬等の年額合計は定款に定める額の範囲内とする。

別表 2

| 役員の種別 | 常 勤 の 理 事 | | 非 常 勤 の 理 事 | |
|-----------------|-----------------|----------------|---------------|---------------------|
| | 報 酬 | 役員手当 | 報 酬 | 役員手当 |
| 理 事 長 | — | — | 日額 9,000 円 | 日額(旅行雑費) 2,000 円 |
| 常 務 理 事 | 月額 208,000 円 | 月額 20,800 円 | — | — |
| 理 事 (学識経験者) | — | — | 日額 9,000 円 | 日額(旅行雑費) 2,000 円 |
| 理 事 (PTA 代表) | — | — | — | 日額(旅行雑費) 2,000 円 |

給食会職員を兼務する常務理事に支給する賞与（期末勤勉手当）の支給額及び支給基準は、給食会給与規程第 23 条の規定に準じ、その都度定める。また、通勤手当の支給額及び支給基準は、給食会給与規定第 18 条の規定に準ずる。

ただし、全理事の報酬等の年額合計は第 4 条第 1 号に定める額の範囲内とする。

別表 3

PTA 代表の監事の報酬等については、理事会等への出席の都度の費用として日額の旅行雑費 2,000 円とする。

ただし、全監事の報酬等の年額合計は第 4 条第 2 号に定める額の範囲内とする。

平成 27 年 5 月 29 日 別表 2 改正 ただしこの改正は平成 27 年 4 月 1 日に遡及して施行する。
 平成 28 年 5 月 30 日 別表 2 改正 ただしこの改正は平成 28 年 4 月 1 日に遡及して施行する。
 平成 29 年 5 月 30 日 別表 2 改正 ただしこの改正は平成 29 年 4 月 1 日に遡及して施行する。
 平成 30 年 5 月 30 日 別表 2 改正 ただしこの改正は平成 30 年 4 月 1 日に遡及して施行する。
 令和元年 5 月 30 日 別表 2 改正 ただしこの改正は平成 31 年 4 月 1 日に遡及して施行する。
 令和 2 年 5 月 29 日 別表 2 改正 ただしこの改正は令和 2 年 4 月 1 日に遡及して施行する。
 令和 3 年 5 月 28 日 別表 2 改正 ただしこの改正は令和 3 年 4 月 1 日に遡及して施行する。
 令和 6 年 5 月 28 日 別表 2 改正 ただしこの改正は令和 6 年 4 月 1 日に遡及して施行する。